

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
第 11 条に基づく国の機関から都道府県知事への
対象建設工事の計画の通知に関する取扱要領

国官技第 345 号
国官総第 710 号
国営計第 200 号
国総事第 114 号
平成 14 年 3 月 5 日

大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部営繕計画課長
総合政策局事業総括調整官

1 対象建設工事の定義

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材の4品目）を用いた建築物等に係る解体工事又はその旣工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事に係る資材の再資源化に関する法律施行令（以下、「政令」という。）で定める規模基準以上の工事である。

よって、特定建設資材を使用しないで工種及び特定建設資材廃棄物を排出しない工種のみで構成される工事は、規模基準以上の工事であっても、「対象建設工事」とはならない。

(1) 建築物等

- ① 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」を指す。
- ② 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定めるものを指す。
- ③ 「その他の工作物」とは、土木工作物、機械設置等建築物以外の工作物を指す。

(2) 新築工事等

- ① 「新築工事等」とは、「新築工事」、「増築工事」及び「修繕又は模様替工事」を指す。
- ② 「修繕」とは、建築物の傷んだり不都合の生じてきた部分を、同じ材料を用いて、元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させるための作業を指す。
- ③ 「模様替」とは、建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ作業を指す。

2 対象建設工事規模基準

政令に指定されている対象建設工事規模基準は下表のとおりである。

対象建設工事		対象基準	
建築物	解体工事	延べ床面積	80 m ² 以上
	新築・増築工事	延べ床面積	500 m ² 以上
	修繕又は模様替工事	請負金額	1 億円以上
その他の工作物		請負金額	500 万円以上

(1) 土木工作物について

土木工作物の工事に関しては、工事の種類（解体工事、新築工事等）によって規模基準を区分していない。

(2) 特定建設資材の使用量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材の使用量に関する基準は、示されていない。これは、使用量にかかわらず特定建設資材を使用する工事で、工事の規模が政令で定める規模基準以上の場合、対象建設工事に該当するということであり、主たる工種において、特定建設資材の

使用が計画されていない場合であっても、雑工、仮設工（木矢板工など）等で特定建設資材の使用を計画している場合には対象建設工事となる。

例) 築堤工事を主たる工種とする工事において、コンクリート 2 次製品による排水工を計画している場合には、請負金額が 500 万円以上であれば、対象建設工事となる。

(3) 特定建設資材廃棄物の排出量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材廃棄物の排出量に関する基準は、示されていない。これは、排出量にかかわらず特定建設資材廃棄物を排出する工事で、工事の規模が政令で定める規模が政令で定める規模基準以上の場合は、対象建設工事に該当するということであり、主たる工種において、特定建設資材廃棄物の排出が計画されていない場合であっても、雑工、仮設工等で計画している場合には対象建設工事となる。

例) 築堤工事を主たる工種とする工事において、仮設工で、アスファルト舗装道の設置・撤去を計画している場合には、請負金額が 500 万円以上であれば、対象建設工事となる。

3 特定建設資材の定義

政令に規定されている特定建設資材は、政令により表の左側に示す以下の 4 品目が定められている。各々の具体例は表の右側のとおりである。

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PC コンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄及びコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PC コンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

(1) アスファルト・コンクリートについて

防水工等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材に該当しない。

(2) 木材について

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草本類は特定建設資材に該当しない。

4 特定建設資材廃棄物の定義

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。廃棄物の形態としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を指す。

建設資材廃棄物には、建設汚泥、建設混合廃棄物、廃石膏ボード、廃塩化ビニール管、ガラスくず、陶磁器くず、紙くず等様々なものがあるが、現在、特定建設資材廃棄物とされているのは、上記の3品目である。

なお、工事に伴う伐採材、除根材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に規定する産業廃棄物に該当するが、建設資材ではないので、特定建設資材廃棄物ではない。

また、植栽維持工や除草工により発生する、伐採材、剪定枝、刈草等は、廃掃法に規定する産業廃棄物には該当せず（一般廃棄物）かつ特定建設資材廃棄物にも該当しない。

5 計画の通知

計画の通知は、工事の着手前に予め通知書（別紙様式）を提出して行うものとする。

6 計画の通知先

計画の通知先については、当該工事の施工場所により、下表のとおりとする。

当該工事の施工場所	計画の通知先
建築主事を置く市町村の場合	市町村長
限定的建築主事を置く市町村の場合	原則として都道府県知事
限定的建築主事を置く特別区の場合	原則として特別区の長
建築主事を置かない市町村の場合	都道府県知事

なお、当該工事が複数の市町村にまたがる場合は、主たる市町村の通知先に通知するものとする。

(1) 限定的建築主事を置く市町村について

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる戸建住宅等の建築物（その建築に関して都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）に限り、計画の通知先は、市町村長となる。

(2) 限定的建築主事を置く特別区（東京23区）について

① 建築基準法施工令第149条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物に限り計画の通知先は、都知事となる。

② 建築基準法施行令第149条第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる工作物及び建築設備については、計画の通知先は、都知事となる。

7 対象建設工事とならない工種の具体例について

特定建設資材の使用及び特定建設資材廃棄物の排出が想定されない工種のみから構成される工事については、対象建設工事とならない。

なお、これらの工事であっても、基礎、仮設、付属物等に特定建設資材を使用する場合または、特定建設資材廃棄物を排出する場合は対象建設工事となる。

特定建設資材の使用及び特定建設資材廃棄物の排出が想定されない工種の例は、以下のとおりである。

(1) 共通的工種

① 植生工

植生工としての種子吹付工、厚層基材吹付工、張芝工その他これらに類する工事を指す。

② 植栽維持工

植栽維持工としての樹木・芝生管理工その他これらに類する工事を指す。

③ 区画線工

④ 既製杭工

既製杭打設（コンクリート杭等を除く鋼管杭等）その他これに類する工事を指す。

⑤ 地盤改良工

路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、サンドマット工、バーチカルドレーン工（ペーパードレーン、サンドドレーン等）、締固改良工（サンドコンパクション等）、固結工、敷砂・採石マット工、深層混合処理工、載荷その他これらに類する工事を指す。

⑥ 土工

掘削工、盛土工、盛土補強工、整形仕上げ工、天端砂利敷工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、表土保全工その他これらに類する工事を指す。

⑦ 裏込工・裏埋

裏込工としての捨石の投入、裏埋工としての土砂の投入その他これらに類する工事を指す。

⑧ 法面工

法面工としての植生工、吹付工（コンクリート吹付工を除く）、かご工、補強土壁工その他これらに類する工事を指す。

⑨ 鋼矢板工

鋼矢板打設工、鋼管矢板打設工その他これらに類する工事を指す。

⑩ 付属物設置工

鉛板工、境界工（境界杭、距離標等の設置に係るもの）その他これらに類する工事を指す。

(2) 河川工事

① 堤防養生工

堤防養生工としての芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工事を指す。

② 管理用通路工

管理用通路補修工としての天端補修工（コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工を除く）その他これに類する工事を指す。

③ 清掃工

清掃工としての塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工事を指す。

④ 腹付工

腹付工及び腹付工としての覆土工、植生工その他これらに類する工事を指す。

⑤ 側帯工

側帯工及び側帯工としての縁切工、植生工その他これらに類する工事を指す。

- ⑥ 現場塗装工
現場塗装工としての付属物塗装工その他これに類する工事を指す。
- ⑦ 水制工
水制工としての捨石工、かご工その他これらに類する工事を指す。
- ⑧ 護岸工
護岸工としての空石積（張）工、蛇籠工その他これらに類する工事を指す。
- ⑨ 護床工
護床工としての沈床工（そだ沈床等）、捨石工、かご工その他これらに類する工事を指す。
- ⑩ 浚渫工
河川、湖沼、海域の浚渫工その他これに類する工事（覆砂工など）を指す。
- ⑪ 突堤工
突堤工としての捨石工、吸い出し防止工その他これらに類する工事を指す。
- ⑫ 海域堤防工
海域堤防工（離岸堤、人工リーフなど）としての捨石工その他これに類する工事を指す。
- ⑬ 鋼製ダム工
鋼製ダム工としての鋼製ダム本体工その他これに類する工事を指す。
- ⑭ フィルダム工
フィルダム工としての盛土工を指す。
- ⑮ 基礎グラウチ
ボーリング工、グラウチング工その他これらに類する工事を指す。
- ⑯ アンカー工
グラウンドアンカー工、ロックボルト工（受圧板がコンクリート製の場合を除く）を指す。
- ⑰ 地下水排除工
地下水排除工としての横ボーリング工を指す。
- ⑱ 杭工
地すべり抑止のための杭工（コンクリート製の杭を除く）を指す。

(3) 道路工事

- ① 道路清掃工
道路清掃工としての路面清掃工、路肩清掃工、路肩整正工、排水施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃工、雑作業工その他これらに類する工事を指す。
- ② 植栽維持工
植栽維持工としての樹木・芝生管理工その他これらに類する工事を指す。
- ③ 除草工
除草工としての道路除草工その他これに類する工事を指す。
- ④ 除雪工
除雪工としての一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工その他これらに類する工事を指す。

- ⑤ 現場塗装工
現場塗装工としての橋梁現場塗装工、付属物塗装工、張紙防止塗装工その他これらに類する工事を指す。
- (4) 公園緑地工事
 - ① 植生基盤工
植生基盤工としての透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工を指す。
 - ② 樹木整枝工
高中木整枝工、低木整枝工、樹勢回復工その他これらに類する工事を指す。
 - ③ 施設仕上げ工
塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工事を指す。
 - ④ 自然育成植栽工
湿地移設工、水生植物植生工、林地育成工その他これらに類する工事を指す。
- (5) 港湾工事及び港湾海岸工事
 - ① 航路・泊地工
航路・泊地工としての浚渫工その他これらに類する工事を指す。
 - ② 基礎工
基礎捨石工、捨石均し工その他これらに類する工事を指す。
 - ③ 被覆工
被覆石工、被覆均し工その他これらに類する工事を指す。
 - ④ 付属工
防舷材工、縁金物工、防食工その他これらに類する工事を指す。
 - ⑤ 埋立工
埋立工としての土砂の投入その他これらに類する工事を指す。
 - ⑥ 維持補修工
係船柱塗装工、車止・縁金物塗装工その他これらに類する工事を指す。
- (6) 営繕工事
 - ① 建設工事
鉄骨工事、防水工事、石工事、タイル工事、屋根及びとい工事、金属工事、建具工事（木製を除く）、塗装工事、内装工事、植栽工事
 - ② 電気設備工事
電力設備工事、受変電設備工事、静止形電源設備工事、変電設備工事、通信情報設備工事、中央監視制御設備工事
 - ③ 機械設備工事
空気調和設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、ガス設備工事、搬送設備工事

(7) 電気通信設備工事

(特定建設資材を使用、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除く)

(8) 機械設備工事

(特定建設資材を使用、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除く)

(9) 空港工事

① 土木工事

i) 塗装工

鋼材面の塗装、コンクリート面の塗装その他これらに類する工事を指す。

ii) 標識工

路面標示その他これに類する工事を指す。

iii) 緑地工

植樹工、移植工、張芝工、筋芝工、植生工その他これらに類する工事を指す。

iv) 溶接及び切断

溶接、ガス切断その他これらに類する工事を指す。

v) 付属工作物

タイダウンリング、アース、ケーブルダクトその他これらに類する工事を指す。

② 土木維持工事

草刈工、舗装面清掃工、脱油清掃工、排水溝清掃工、標識工、塗装工、植木手入工、ゴム除去工、目地補修工その他これらに類する工事を指す。

③ 除雪工事

スノーパ除雪、ブラウ除雪、氷盤処理その他これらに類する工事を指す。

④ 建築工事

鉄骨工事、防水工事、石工事、タイル工事、屋根及びとい工事、金属工事、建具工事（木製を除く）、塗装工事、内装工事、植栽工事を指す。

⑤ 電気設備工事

電力設備工事、受変電設備工事、静止形電源設備工事、変電設備工事、通信情報設備工事、中央監視制御設備工事

⑥ 機械設備工事

空気調和設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、ガス設備工事、搬送設備工事

⑦ 航空灯火・電気施設工事

航空灯火設備、エプロン照明灯設備、道路駐車場照明設備、ケーブルダクト設備、受配電設備、監視制御設備及びこれらに付帯する設備工事を指す。

⑧ 航空無線工事

空中線設備、通信機器、可搬型機器、電力設備及びこれらに付帯する設備工事を指す。